

【1989年3月6日】国民年金制度等の改正について

社会保障制度審議会

国民年金制度等の改正について（答申）

（平成元年三月六日 社会保障制度審議会）

平成元年二月七日厚生省発年第七号で諮問のあった標記の件について、本審議会の意見は左記のとおりである。

我が国での高齢化社会の到来は目前にあり、そのときの社会保障がいかにあるべきかの理念と具体的計画の確立がとくに望まれ、現在ではその具体化が急がれている。

本審議会の昭和五十二年及び同五十四年の再度にわたる建議（昭和五十二年「皆年金下の新年金体系」、昭和五十四年「高齢者の就業と社会保険年金 - 続・皆年金下の新年金体系」）は、高齢者対策の中心的課題としての年金制度の在り方を取り上げたものとして想起されなければならない。

これを受けた政府は昭和六十一年以来新しい年金体系の樹立と整備に取り組んできているのではあるが、それらはすべて完了しているのではない。これら建議の焦点の一つは雇用政策と年金政策との連携・接続であり、また、就労が社会生活上有意義であり、高齢者の生きがいともなると判断したのである。

したがって、そこでは、公的（老齢）年金の支給開始年齢を六十五歳とする原則を確認したのであった。

しかし、当時としてはこの六十五歳を直ちに実現することは困難であり、以後の推移にまつこととした。この間、定年制の定年年齢の五十五歳からの引上げもいわゆる六十歳定年の立法化（高齢者等の雇用の安定等に関する法律）にみられるように漸次進んできており、高齢者への雇用政策もそれなりの進展は図られてきている。しかしながら今後とも遺憾なきを期するため、なお一層の改善が必要である。

かかる視点から今回の諮問内容を見ていくべきであり、年金支給開始年齢等について、各制度間の整合性を保ち、雇用政策の展開と労使の協力を図り、広く国民の認識をうるための努力が具備すべき条件となろう。ここにおいて、諮問案の趣旨は、大筋で理解できるが、上記に述べたところを踏まえて慎重に対処されたい。

なお、物価スライド制並びに児童扶養手当制度等については、特に異存のないことを申し添えておく。